

業務委託契約書（案）

- 委託業務の名称 令和7年度寄宿舎給食業務委託
- 委託業務の場所 福島県立小名浜海星高等学校 創水寮
- 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 業務委託料 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 契約保証金 免除（財務規則第229条第1項4号による）

上記の委託業務について、「福島県」を甲とし、「 」を乙として、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月 日

甲 住所 福島県いわき市小名浜下神白字武城23
氏名 福島県
福島県立小名浜海星高等学校長

乙 住所
氏名

(目的)

第1条 乙は、この契約に基づく給食が学校教育の一環であることを認識し、生徒の健康管理業務であることを踏まえ、栄養の管理と保健衛生に努め、かつ、望ましい食習慣を育むことができるような給食を行わなければならない。

(仕様書)

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき誠実に履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもので、必要があるものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(施設等貸与)

第3条 甲は乙に対し、給食を行うのに必要な施設、器具、什器、食器及び備品（以下「給食施設及び物件等」という。）を無償で貸与する。

2 乙は、甲より貸与を受ける給食施設及び物件等について、借用書を提出するものとする。

(施設等管理)

第4条 乙は、甲より借用した給食設備及び物件等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、清潔の保持、整理整頓及び火災の防止について責任を負うものとする。

2 乙が、故意又は重大な過失により、借り受けた給食施設及び物件等を滅失又は損壊したときは、乙は、その実費を弁済するものとする。

3 甲は、乙が給食業務中、天災、その他乙の責めに帰すことのできない事由により、甲より借り受けた給食施設及び物件等を滅失又は損壊したときで、乙から申し出があったときは、甲は調査の上、その費用の一部又は全部を減免することができる。

(施設改廃等の禁止)

第5条 乙は、甲の承認がなければ借り受けた給食施設及び物件等を改廃することができない。

2 乙は、甲より借り受けた給食施設及び物件等一切を他の者に貸し付けてはならない。

(施設等の返還)

第6条 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約期間満了前において契約が解除となったときは、借り受けた給食施設及び物件等を速やかに、甲に返還しなければならない。

(業務完了報告)

第8条 乙は、甲に対し、毎月10日までに前月分の委託業務の履行に係る業務完了報告を行い、甲の確認を受けなければならない。

(委託料及び給食費)

第7条 甲は、給食業務委託契約の対価として委託料月額_____円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を支払うものとする。

2 乙は、当月分の委託料を翌月10日までに甲に請求書を提出するものとし、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 本契約による受給者の給食費については、別紙仕様書に定める。

(経費負担)

第9条 甲は次の各号に要する費用を負担する。

- 一 給食委託に要する経費
- 二 施設・設備費及び甲が定めた消耗品費
- 三 什器、備品の購入及びその補修、補充

四 電気、ガス、上下水道の光熱水費

五 衛生関係薬品等

六 その他甲が必要と認めた経費

2 給食材料費は甲の負担とするが、乙は、甲に代わって材料の購入管理を行うものとする。

3 乙は、前1、2項に規定する経費以外の経費を負担するものとする。

(献立表)

第10条 乙は、毎月15日までに翌月実施の献立表を甲に提出するものとする。

(予定喫食数)

第11条 仕様書に定める予定喫食数を超える場合、又は予定喫食数に満たない場合であっても

この契約期間中は頭書の委託料をもって処理するものとする。

(履行の検査)

第12条 乙は、業務を履行し終わったときは、その旨を直ちに申し出て仕様書等に基づく甲の検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、委託業務について、契約条項又は仕様書に定められたとおり履行できなかったときは、その理由を付した書面により、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第14条 乙は、委託業務の履行に当たって、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が前項の場合において、乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は、遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(給食責任者)

第16条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする給食責任者を置くことができる。

2 甲は、前項により給食責任者を置いたときは、給食責任者の職・氏名を乙に通知しなければならない。

3 給食責任者は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲において必要な監督を行い、乙の業務責任者に対して指示を与える等の職務を行う。

(研修等)

第17条 乙は、学校給食の水準の維持、向上及び衛生管理の徹底のため、常時研修を行うとともに、業務従事者の資質の向上に努めるものとする。

(検査等)

第18条 乙は、甲及び県教育庁等関係機関の調査、検査等に協力しなければならない。また、甲及び県教育庁等関係機関は、調査、検査等に関し、乙に対して指導助言ができるものとする。

(法令上の責任)

第19条 乙は、労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、食品衛生法、その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(秘密保持義務)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たり知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が解除を申し出たとき。

二 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

三 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

四 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

- 第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第21条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、次の第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約外の事項）

- 第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

- 第25条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（個人情報の保護）

- 第26条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。